

特定課題評価調書

1 施設の概要

施設名	北海道立北見体育センター		調書作成 責任者	環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課 課長 佐藤 哲夫
所在地	北見市東陵町27番地(東陵運動公園)	TEL	0157-23-3131	担当グループ
設置年月日	昭和57年4月5日			
施設名	国内外を魅了する北海道文化の創造・発信			
施策コード	03030701			
関連する事務事業 評価番号	03104000			
設置目的	<p>【設置目的】 北海道における体育、スポーツ等の振興を図り、もって道民生活の向上に寄与する。</p> <p>【道が設置した考え方】 昭和52年3月の北海道教育長期総合計画において道立体育施設を2館設置する方針が決まり、1館を道央(中島体育センター)に設置し、もう1館を地方に設置することとした。北海道の特色である屋外・冬季スポーツの研修・研究を行う施設として設置するため、道東地区であること、その中心部にあること、総合運動公園と一体で使用することができることなど、総合的に判断し、北見市に道立体育館を設置した。以後、オホーツク圏のスポーツの広域的拠点施設としての役割を果たしてきた。</p>			
設置根拠等	北海道立体育センター条例、同施行規則、北海道立北見体育センター利用規則			
利用対象者	一般道民	設置時見込利用者数	古い施設で不明 人/年	
施設内容	<p>[施設面積] 敷地面積9,885㎡(市所有地借受) 建物面積4,504㎡</p> <p>[利用時間(休館日)] 開館時間 09:00~21:00 休館日 月曜日(休日の場合は直近の休日以外の日) 年末年始(12/29~1/3)</p> <p>[施設内容] 競技場(アリーナ)、移動観覧席、講堂、研修室、図書資料室、健康相談室、トレーニング室、更衣室(シャワー室)</p>			
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・体育・スポーツ振興事業~施設を無料開放するとともに、スポーツ体験事業を実施し、スポーツ振興と道民へのサービス向上を図っている(年3回) (体育の日、スポーツデー2回) ・体力・健康づくり事業~体力向上に役立てるため、体力測定を行い指導助言を行っている。(年2回) ・スポーツ情報提供等事業~スポーツ資料を整備し、利用者にスポーツ情報を提供している。 ・その他自主事業~トレーニング教室や子どもの体力向上事業を実施している。 ・施設設備の維持管理~警備・清掃・点検・日常的な修繕業務等 ・施設の利用料金の収受 			
料金体系	主な料金	<p>アマチュアスポーツに利用する場合(平日1日全部利用、入場料無しの場合)</p> <p>競技場~13,590円</p> <p>アマチュアスポーツに利用する場合(平日1日全部利用、入場料有りの場合)</p> <p>競技場~34,020円</p> <p>トレーニング室利用の場合</p> <p>一般 350円 高校生 150円</p> <p>(詳細は別添のとおり)</p>		
	料金設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.4条例改正で、フルコスト計算によりサービス提供単価を算出し、激変緩和のための上限率を乗じた料金に改定。 ・管理の目標である入場者数等を勘案し、指定管理者が条例で定める料金の上限額の範囲内で料金を設定。 		
利用料金制度	<input type="checkbox"/> 導入済 <input type="checkbox"/> 未導入 <input checked="" type="checkbox"/> 平成16年度導入			

管理運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 (<input type="checkbox"/> 一部委託) <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 (18年度導入)
	委託団体: 公益財団法人北見市体育協会 関与団体番号:
業務内容(第1期)フロー図 業務上の裁量範囲が明確となるよう記載すること	
業務内容(第2期)フロー図 業務上の裁量範囲が明確となること 期と差がある場合は、その対象が明確となるよう記載	

2 施設を取り巻く状況

社会的ニーズの変化	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少	・ 少子高齢社会を迎えた昨今、健康指向や体力づくりに対する関心の高まりを背景として、スポーツへのニーズは一層の高まりを見せている。また、体力低下が危惧される子どもたちのスポーツの場として体育施設はますます重要な役割を期待されている。					
	類似施設の設置状況と役割分担	<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>道立施設としての役割の考え方</th> </tr> <tr> <td> 国・市町村施設 北見市立体育センター、網走市総合体育館等 </td> <td> ・ スポーツ基本法第12条で、地方公共団体は体育館の整備に努めるよう定められており、道としては、全道・オホーツク圏域の拠点施設として当施設を設置している。 </td> </tr> <tr> <td> 民間施設 トレーニング室については、類似する施設が北見市に4箇所営業されている。 </td> <td> ・ 各種機能を有する本道及びオホーツク圏域のスポーツ施設の拠点として必要な施設である。 </td> </tr> </table>	施設名	道立施設としての役割の考え方	国・市町村施設 北見市立体育センター、網走市総合体育館等	・ スポーツ基本法第12条で、地方公共団体は体育館の整備に努めるよう定められており、道としては、全道・オホーツク圏域の拠点施設として当施設を設置している。	民間施設 トレーニング室については、類似する施設が北見市に4箇所営業されている。
施設名	道立施設としての役割の考え方						
国・市町村施設 北見市立体育センター、網走市総合体育館等	・ スポーツ基本法第12条で、地方公共団体は体育館の整備に努めるよう定められており、道としては、全道・オホーツク圏域の拠点施設として当施設を設置している。						
民間施設 トレーニング室については、類似する施設が北見市に4箇所営業されている。	・ 各種機能を有する本道及びオホーツク圏域のスポーツ施設の拠点として必要な施設である。						

3 管理運営等の状況

(1) 経費等の推移

(単位：千円)

区分	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24予算	摘要
費用	事業費(一般)					
	庁舎等維持費	0	8,537	1,733	51,747	0
	非常勤・臨職					
	その他					
	指定管理負担金	60,851	60,651	58,900	58,094	57,800
	費用計	60,851	69,188	60,633	109,841	57,800
収益	人件費	0	0			道職員の平均人件費(予算)×当該施設の道職員数
	費用合計	60,851	69,188	60,633	109,841	57,800
	使用料等					
	その他					
道負担額	指定管理利用料金収入	12,957	14,132	12,894	11,090	17,000
	収益合計	12,957	14,132	12,894	11,090	17,000
	道負担額	60,851	69,188	60,633	109,841	57,800
職員数	道職員					
	非常勤					
	指定管理団体職員数	6	6	6	6	6
						直営： - 指定管理：

(2) 利用者等の推移

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	目標値	摘要
利用者数(人)	132,271	135,285	138,864	123,003	136,000	136,000	大会の開催状況等により異なる
目標達成度	97.3%	99.5%	102.1%	90.4%	100.0%	(24年)	繁忙期～7月 33,780人 閑散期～9月 1,503人
説明	目標利用者数は基準年の過去3ヶ年の利用者数平均を基に設定。 H23年度の利用者数が大きく減ったのは、天井耐震工事の実施のため一時アリーナを閉鎖したため。						利用者の主な居住地(割合) 北見市、その他近郊市町村
施設の稼働率(%)							繁忙期～ 月 % 閑散期～ 月 %
目標達成度	%	%	%	%	%	(年)	
説明	・ 料金設定上、稼働率を算出できない。						
利用者一人当たり費用(円)	460	511	437	893	425	÷	
道民一人当たり費用(円)	11	12	11	20	11	÷	北海道人口(各年3月末住民基本台帳人口)

4 現行の管理体制の妥当性に係る検証

項目	説	明	
(1) 費用対効果	実施に伴う削減人員	1人	説明 正職員1名、非常勤職員0名(H17) 正職員0名、非常勤職員0名(H24) 年間実施効果額 11,767千円 説明 導入前経費(H17年度)46,233千円/年 - 導入後経費(現指定期間4年)58,000千円/年
	指定管理者制度導入に併せ、北見市が負担していたアリーナ維持管理費の解消を図ったことから負担金は増加したが、制度導入に伴い派遣職員を引き上げたことなどにより、人件費を含めたフルコストでの削減効果は出ている。		
(2) 公共サービスの質の維持向上	・ 施設利用者からの実情、要望に応じ、休館日の閉館、早朝閉館及び夜間延長を実施しており、利便性の向上が図られている。 ・ ホームページにおいて、利用案内、行事案内等を掲載。		
(3) 施策への貢献度	・ 当施設については、年間約13万人の利用があり、オホーツク圏の人口の約40%が利用しており、また、年間全道大会15大会以上、管内大会約50大会が開催されていることから、オホーツク圏の広域的拠点としての役割を果たしてきている。		
(4) 運営上の課題と対応方向	・ 昭和57年度に施設を設置してから30年以上経過し、設備の更新及び施設の修繕を必要とする箇所があることから、引き続き更新整備を行っていく必要がある。		
(5) 他都府県の状況	・ 東京都をはじめ多くの都道府県で体育施設に指定管理者制度を導入している。		

5 過年度における政策評価意見

平成21年度公共施設評価知事意見	オホーツク圏域におけるスポーツの振興施策について、道立体育センターの役割や地域における必要な体制整備のあり方など、北見市をはじめとした地域と連携し検討すること。 また、指定管理者制度の趣旨である、効率的な運営と利用者ニーズへの的確な対応を図り、利用者の拡大に努めるよう指定管理者の要求水準を設定すること。
平成23年度事務事業評価二次意見	効率的な運営と利用者ニーズへの的確な対応を図り、利用者の拡大に努めるよう指定管理者に指導を行い、次期指定管理者の公募に当たっては、それを要求水準に設定すること。 北見体育センターについては、オホーツク圏域におけるスポーツの振興施策について、北見市をはじめとした地域と連携し検討すること。
これまでの対応状況	利用者のニーズ満足度の調査結果を踏まえて、設備・用具の整備更新など利用しやすい環境づくりを行うとともに、引き続き指定管理者制度導入により効率的な運営に努める。また、オホーツク圏域におけるスポーツの振興施策について北見市と継続して検討を進めていく。

6 今後のあり方検討

指定管理者制度導入	<input type="checkbox"/>	
独立行政法人化	<input type="checkbox"/> 影響大 <input type="checkbox"/> 困難	・独立採算性確保のため、利用料金の大幅値上げや稼働率の低い施設の利用休止などを行うことにより利用率の低下につながり、屋外・冬季スポーツの研修、研究を行う全道・オホーツク圏のスポーツの広域的拠点施設である当施設の設置趣旨に反することとなる恐れがあるため、困難である。
民営化	<input type="checkbox"/> 影響大 <input type="checkbox"/> 困難	・民営化すると収入確保のため利用料金を大幅に値上げし利用率が低下する恐れがあり、屋外・冬季スポーツの研修、研究を行う全道・オホーツク圏のスポーツの広域的拠点施設である当施設の設置趣旨に反することとなるため、困難である。
移管	<input type="checkbox"/> 影響大 <input type="checkbox"/> 困難	・アリーナ等の利用実態は北見市民の占める割合が大きいが、全道・管内レベルの大会が開催され、また、本施設は屋外・冬季スポーツの研修、研究を行う全道・オホーツク圏のスポーツの広域的拠点施設として位置づけられている。 北見市では、合併（端野・常呂・留辺蘂町）に伴い旧町の体育施設を保有し、今後、これら施設のあり方及び修繕等が最優先であり、併せて市の財政状況も厳しい状況から移管は受け入れられないとのこと。
廃止	<input type="checkbox"/> 影響大 <input type="checkbox"/> 困難	・本道のスポーツ振興に及ぼす影響が大きいため、また全道レベルの大会の開催や、地元住民が利用している現状を踏まえると地元からの反発が多く廃止は困難である。

上段：それぞれの方向性を実施した場合、道民サービス低下への影響を「無」「影響小」「影響中」「影響大」から選択
下段：それぞれの方向性の実施可能性を「可能」「困難」「不可能」から選択

7 評価結果

項目	方向性	評価	評価意見及び附帯意見等
(1) 一次政策評価(案)	継続	指定管理	オホーツク圏域におけるスポーツ振興施策について、地域と連携しながら検討を行い、より広域の利用を図る。また、指定管理者制度を継続しながら、利用者ニーズに対応した効率的な運営を図っていく。
(2) 基本評価等専門委員会意見	継続	指定管理	
(3) 一次政策評価	継続	指定管理	オホーツク圏域におけるスポーツ振興施策について、地域と連携しながら検討を行い、より広域の利用を図る。また、指定管理者制度を継続しながら、利用者ニーズに対応した効率的な運営を図っていく。
(4) 二次政策評価	継続	指定管理	

方向性：「継続」「見直し」から選択
評価：「指定管理」「直営」「移管」「廃止」「独法化」から選択